

技能実習(現行制度)と育成就労(新制度)の改正点

	技能実習制度(現行)	育成就労制度(改正)
目的	人材確保を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力	人材確保及び人材育成 (特定技能1号水準を目指す育成期間)
在留資格	技能実習	育成就労
在留期間	最長5年 (技能実習1号:1年、同2号:2年、同3号:2年)	3年以内(場合により最大で1年の延長可)
受入れ人数(全体)	総数の上限なし	分野ごとに受入れ見込数(上限数)を設定
受入れ人数枠	あり(優良要件を満たせば2倍に拡大)	あり(要件によって2倍・3倍等に拡大)
監理する団体	監理団体	監理支援機関
送出国	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	原則、MOC作成国の送出国に限定
前職要件	あり	なし
日本語能力	要件なし(介護のみN4以上)	要件あり 就労開始前にA1(N5)相当以上 又は日本語教育機関等における相当の講習受講
技能評価	あり	あり
転籍	原則不可(やむを得ない事由による転籍可)	本人意向・やむを得ない事由による転籍可
特定技能への移行	技能実習2号を良好に修了	・技能検定3級等又は特定技能1号評価試験の合格 ・日本語能力A2(N4)相当又は認定日本語教育機関等における相当の講習受講